

**(仮称)えんがる町民センター管理運営方針
(素案)**

平成 年 月 日

(仮称)えんがる町民センター建設検討協議会

(仮称)えんがる町民センター管理運営方針目次

はじめに	1
1 施設の位置づけ	2
(1) 上位計画との関係	
(2) 施設の名称と位置	
(3) 基本理念	
(4) 基本的な機能	
(5) 基本設計	
2 運営	5
(1) 施設運営の考え方	
(2) 運営組織の考え方	
(3) サービス	
(4) 維持管理の考え方	
3 事業	9
(1) 事業実施の考え方	
(2) プレ事業・開館記念事業	
4 予算	11
(1) 収入の考え方	
(2) 支出の考え方	
5 スケジュール	12

はじめに

平成17年10月1日に、生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村の4町村の合併により誕生した本町は、新たなまちづくりを進めるにあたっての方向性を明らかにし、合併によるまちづくりが円滑に進んでいくことを目的に「新町まちづくり計画」を策定するとともに、まちづくりを進めていく上で最上位計画となる「遠軽町総合計画」を策定し、各種施策が推進されてきました。

音楽ホールを有する文化センターの建設については、旧遠軽町からの長年の懸案事項であり、人口減少や財政上の問題も踏まえながら、「遠軽町文化センター等を考える会」を平成22年に設置し、建設の必要性について検討が重ねられました。

遠軽町文化センター等を考える会において、平成23年10月に「遠軽町文化センター（仮称）等の建設に関する進言書」が町に提出されたことから、老朽化した遠軽町福祉センターの建替えを基本に、本格的な関係機関との協議が開始されたところです。

しかし、生活に欠かすことのできないごみ焼却施設建設に莫大な費用と時間を要する必要性があったため、一時的に文化センター建設に係る事業計画が延伸されましたが、平成28年度から建設用地の確保に着手するとともに、平成33年度中の開館を目指し、基本・実施設計による具体的な建設検討が進められました。

建設に当たっては、平成28年11月に「（仮称）えんがる町民センター建設検討協議会」を設置し、文化団体等関係団体や一般公募による委員の意見等を基本・実施設計に反映するとともに、施設建設後において、利用者の視点に立った利用しやすい環境整備や積極的な事業展開を図るため、管理運営に係る議論を重ねたところです。

本方針は、（仮称）えんがる町民センターが将来に向かって多くの町民に愛され続ける施設となるよう、望ましい管理運営の在り方の方向性を示すため策定するものです。

1 施設の位置づけ

(1) 上位計画との関係

ア 第2次遠軽町総合計画（平成27年度～平成36年度）

遠軽町福祉センターが老朽化していることや、遠軽高等学校吹奏楽局をはじめとした音楽活動が盛んであり、活動の拠点となる施設の整備が求められていることから、芸術・文化活動を継承・拡大していくための事業展開を目指すことを基本に「芸術・文化活動拠点施設の整備」が施策として位置付けられています。

イ 新町まちづくり計画（平成17年度～平成32年度）

優れた芸術文化の鑑賞機会や、参加・交流を通じて、地域に根ざした文化活動に関心が持たれ、創作活動や発表の場、交流・鑑賞の場としての芸術・文化活動の拠点となる施設の整備が望まれていることから、「芸術・文化活動拠点施設整備事業」が新しいまちにおける重点事業及び主要施策のひとつとして位置付けられています。

ウ 遠軽町都市計画マスタープラン（平成22年度～平成38年度）

まちづくり構想において、「福祉センターの老朽化に伴う建て替えにおいては、現在の機能を有し、さらに、芸術・文化活動に活用可能な複合的施設の整備を図る」として、職・住・遊環境整備の方針に位置付けられています。

(2) 施設の名称と位置

正式名称については、本町における芸術・文化活動の拠点施設として相応しい名称とします。なお、正式名称とは別に、公募などによる愛称の募集を検討します。

ア 名称

（仮称）えんがる町民センター

イ 位置

北海道紋別郡遠軽町岩見通南1丁目1番地2外地内

(3) 基本理念

平成23年10月に遠軽町文化センター等を考える会から進言された意見をもとに、次のとおり基本理念を示します。

『音楽を中心とした文化活動を生かして、文化面から町の活性化を図るとともに、経済産業活動・地域活動の拠点となる「町民のよりどころ」を作り、育てる。』

(4) 施設の基本的な機能

（仮称）えんがる町民センター（以下、「町民センター」という。）の建設に当たっては、「音楽を中心とした芸術・文化活動の拠点として、町の活性化を図る施設」、「中心市街地に新たなにぎわいや人と人との交流を創出し、町民のよりどころとなる施設」の2つの整備方針を定めています。

これらの整備方針を踏まえ、将来に向けて町民に愛される施設づくりを行なうため、次の4つの基本的な機能を有する施設とするものです。

ア 芸術文化活動機能

大ホールは、遠軽高校吹奏楽局、町内小中学校吹奏楽部、遠軽青少年吹奏楽団及び遠軽自衛隊音楽隊等の音楽関係団体による演奏会や練習の場として、音響を重視するとともに、客席にゆとりとくつろぎを確保し、観客にも十分配慮した空間とする。

さらには、各種ダンス、バレエ、太鼓、演劇等のほか、町の自主文化事業、式典、関係団体による講演会等の利用にも配慮するとともに、リハーサル室や楽屋の機能充実やイベント時における各室の連携、機能的な動線を確保することにより、あらゆる芸術文化活動の拠点とする。

イ 公民館活動機能

町民の学習活動機会及び発表機会の場や町主催行事、関係団体等によるセミナー、研修会等の場として、小ホールや研修室及び和室などの設備充実を図るとともに、新たな利用を促進するための空間を確保することにより、公民館活動の拠点とする。

ウ にぎわい創出機能

中心市街地に新たなにぎわいを生むため、共用空間を活用した「(仮称)えんがるストリート」を設置するとともに、バリアフリーでJR遠軽駅とアクセスを可能とする公共歩廊を整備することにより、だれにでも優しく、人と人が交流する場を創出します。

また、町民センター隣接地の平成23年から休止している旧麦酒館ふぁーらいとについても改修し、観光情報の提供や特産品の販売、町民センターと連携した貸館業務などにより、さらなるにぎわいを生むことにより、まちづくりの拠点とします。

えんがるストリートとは

- Play Zone 幼児や子供の遊び場
- Branding Zone 文化活動サポートや各種サークル活動の情報掲示などの場
- Community Café センター利用者や町民が集い、ゆったりとお茶を楽しむ場
- Foyer ギャラリーや電車の待合、学生の学習の場

エ 防災機能

遠軽町福祉センターは、市街地における避難施設に指定されていますが、耐震性が確保されていないことから、その代替機能を有する町民センターを避難施設として指定することとし、万一の災害に備え、飲料水や非常用食料、毛布などを保管する備蓄倉庫を設けることとします。

また、非常用電源等を確保し、避難施設としての機能の充実を図ることにより、市街地における防災の拠点とします。

(5) 基本設計

施設の規模については、プロポーザル時の建築に係る工事概算費用(約35億円)を基本とし、(4)の基本的な機能を踏まえ、次のとおり施設のコンセプトを示します。

なお、設計に当たっては、施設のユニバーサルデザイン化や長寿命化のほか、新エネルギーや省エネルギーの導入によるランニングコストの低減についても、十分配慮します。

階	室名	面積 (㎡)	利用イメージ
1	大ホール		吹奏楽、ダンス、バレエ、演劇、講演会など
	楽屋1		出演者控室（シャワー、トイレ完備）
	楽屋2		出演者控室（会議利用も可）
	楽屋3		出演者控室（会議利用も可）
	リハーサル室	130	ダンス、体操、舞踊など
	小ホール	325	講演会、研修会、パーティーなど
	スタジオ	60	太鼓、バンドなど
	調理研修室	60	料理教室やパーティーの炊き出し
	カフェ		軽食、飲み物の提供
	交流ホール	132	幼児から小学生が集まるスペース
	ホワイエ1		中高生が集まるスペース
	ギャラリー		芸術作品展示
	事務室	72	指定管理者事務室
	商工会議所	123	貸事務室
備蓄庫		災害時備蓄品を保管	
2	多目的室1	54	
	多目的室2	66	
	多目的室3	58	
	多目的室4	58	5と一体利用可
	多目的室5	58	4と一体利用可
	会議室	65	
	応接室	27	役員会、講師控室など
	和室1		書道、詩吟、舞踊、着付など
	和室2		書道、詩吟、舞踊、着付など
	和室3		茶道、書道、詩吟、舞踊、着付など
	ホワイエ2		学習スペース
	ホワイエ3		学習スペース

※機械室、倉庫等の施設管理スペースを除く。

2 運営

(1) 施設運営の基本的な考え方

施設運営については、利用者の利便性や芸術文化活動の拠点としての特性を考慮し、柔軟な運用を図ることが求められます。

ア 休館日等の設定

(ア) 休館日

遠軽町福祉センターや他の文化センター等の休館日を考慮し、年末年始（12/31～1/5）のみ休館日とし、イベントの開催や音響、照明等舞台安全管理などの管理運営上必要と認めるときは、臨時に開館又は休館することとします。

(イ) 開館時間

遠軽町福祉センターや近隣自治体の文化センター等の開館時間を考慮し、午前9時から午後10時までとします。なお、イベントや荒天時には、午前9時以前又は午後10時以降も開館することを可能とします。

〈参考：主な公共施設の休館日・開館時間〉

区分	休館日	開館時間
遠軽町福祉センター	年末年始※町長が必要と認めた場合	午前9時～午後10時
遠軽町青少年会館	月曜日、年末年始、祝日の翌日	午前9時～午後10時
遠軽町基幹集落センター	なし	午前9時～午後10時
遠軽町コミュニティセンター	月曜日、年末年始、祝日の翌日	午前9時～午後9時
湧別町文化センターさざ波	年末年始	午前9時～午後10時
紋別市民会館	毎月1回、年末年始	午前9時～午後10時

イ 利用申請方法

(ア) 申請方法

利用の申請は、窓口で申請することを原則とします。今後はインターネットによる申請についても考慮します。

(イ) 申請時間

利用を申請できる時間は、午前9時から午後5時までとします。

(ウ) 情報提供方法

電話、窓口、インターネット及び館内掲示板で希望日の空き状況やイベントを確認できるようにします。

(エ) 利用決定方法

利用の決定は、原則先着順とします。

ウ 申請時期

大ホールの利用申請は、利用日の12ヶ月前の月初めから利用日の7日前までとし、それ以外の諸室については、利用日の12ヶ月前の月初めから利用日までとします。

エ 使用料金

(ア) 使用料金設定の考え方

施設の使用料金は、受益者負担の原則から、施設の維持管理にかかる経費に見合

う適正な負担を求めるため、使用料金の原価は、施設等の維持管理や運営のために要する人件費や物件費などの費用を考慮するとともに、受益者負担割合については50%として算出します。

また、町内の公共施設やオホーツク管内における類似施設の使用料金との均衡について十分考慮します。

(イ) 使用区分

貸出しの対象となる諸室全てを時間単位とします。

オ その他

(ア) 使用の制限

町内公共施設における使用制限関係規定に準じて規定することとし、専用使用の制限については、引き続く3日以内の期間を原則とします。

(イ) 飲食

大ホールのみ飲食を禁止します。

(ウ) 喫煙

施設内禁煙とし、屋外の喫煙場所については、別途考慮します。

(エ) ごみの取り扱い

施設に付随した自販機の横に缶やペットボトル用のゴミ箱を設置しますが、ゴミは持ち帰りを基本とし、イベント時には、主催者がゴミ袋を用意するか、施設で販売するゴミ袋を購入し、回収したゴミ袋を各自がゴミステーションに運ぶこととします。

(オ) 防災

施設の日常の安全対策はもとより、緊急時の対応マニュアルの整備や定期的な訓練、研修を行い、緊急時の備えを万全とする必要があります。また、市街地における地域住民の避難施設となることから、毛布、非常用食料、飲料水などの災害備蓄品を保管することとします。

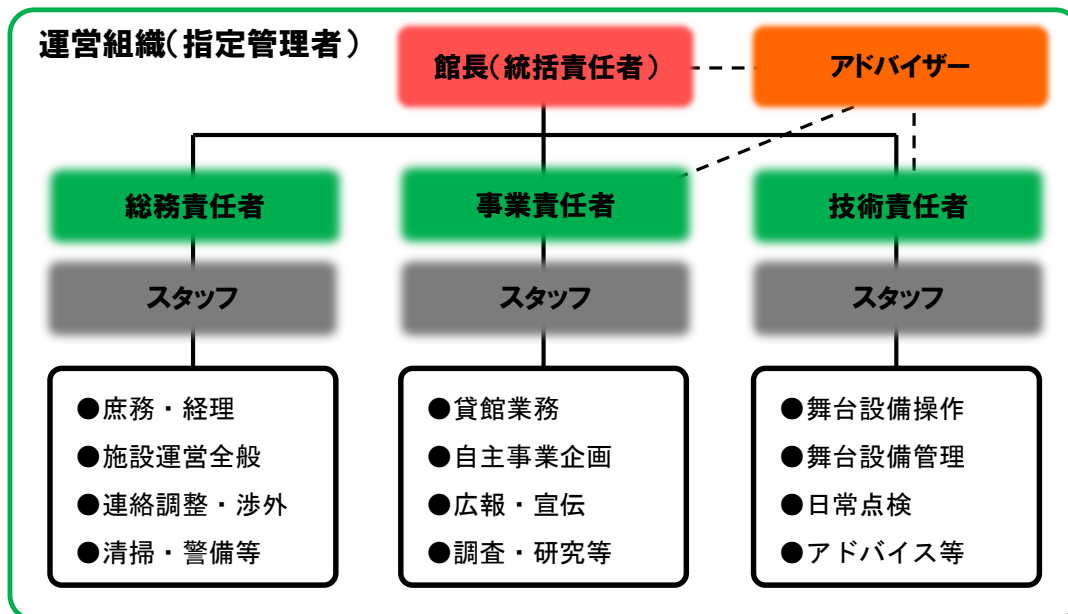
(2) 運営組織の考え方

町民センターの管理運営については、指定管理制度の活用を基本とし、その選定に当たっては、公共施設の管理や各種イベントの企画等の専門性や経験値を有するとともに、施設の基本理念を的確に理解し、機能の確保を実現できる団体であることが望まれます。

運営組織については、各種イベントの企画や経済産業活動などの蓄積された経験と専門性を考慮するとともに、これまでの遠軽町福祉センターの管理を受託し、施設管理ノウハウを有する遠軽商工会議所を指定管理者として協議を行います。

町民センターは、貸館事業のほかに、自主事業に係る企画、広報や舞台技術といった専門性が必要とされることから、アドバイザーや外部の人材を効果的に活用していくことも重要であり、また、施設の清掃、警備を業務委託するなど、長年にわたり地域に定着し、継続していくことができる組織づくりが必要になります。

ア 組織体制のイメージ



イ 基本的な業務内容

部門	区分	主な業務内容
館長	総括	事業運営、施設管理等全業務の総括
総務	庶務・経理	人事・労務管理、法務、契約、文書管理、資料管理、備品管理、予算・決算・出納管理
	施設運営全般	施設の適正利用に係る調整
	連絡調整・渉外	行政や関係機関との連絡調整
	清掃・警備	外部委託業務
	事業	貸館業務
事業	自主事業企画	主催事業の企画・製作業務、共催・後援等の調整
	広報・宣伝	施設利用及び主催事業等の広報、定期刊行物等出版、情報発信に関する業務
	調査・研究	音楽・演劇等事業に関する調査研究
	普及・育成	友の会運営、ボランティア組織等の運営
	技術	舞台設備操作
舞台設備管理		舞台装置・照明・音響設備や大道具備品の管理
日常点検		舞台装置等の日常点検、メンテナンス
アドバイス		ホール利用者に対するアドバイス

(3) サービス

町民センターでは、次のようなサービスを展開します。

サービス	内容
情報コーナー	施設の空き状況や各種イベント等の情報提供サービスの向上を図る。

カフェ	軽食や飲み物で町民の憩いの場を提供し、交流の促進を図る。
ギャラリー	文化団体等による作品の展示スペースを設置し、芸術に親しむ機会の充実を図る。
Wi-Fi 環境	公衆無線 LAN (Wi-Fi) の設置により、インターネット利用等の利便性の向上を図る
公共歩廊	JR 遠軽駅とのアクセスをバリアフリー化することにより、公共交通利用者の利便性の向上を図る。

(4) 維持管理の考え方

町民センターは、遠軽町福祉センターに比べ、会議室は減るものの、大ホールやリハーサル室などこれまでの遠軽町にはない高度な舞台関連設備を有するとともに、公共歩廊や駐車場などの施設が地域の人々に安全に利用されるためには、各種設備・機器等の性能確保を行い、確実な施設の維持管理を行っていく必要があります。

今後においては、ランニングコスト軽減の面からも、将来的な施設設備の更新に係る中長期の維持管理計画を策定し、適切な維持管理を行う必要があります。

3 事業

(1) 事業実施の考え方

施設の基本理念を実現していくため、4つの基本的な機能に則った活動を展開することとし、「自主事業」、「貸館事業」、「連携事業」を積極的に取り組むこととします。

ア 自主事業

主に大ホールを利用した様々なジャンルの公演事業を企画し、地域の人々にできるだけ多くの鑑賞機会を提供します。

事業の実施に当たっては、社会教育団体や教育委員会との連携はもとより、道内自治体の文化ホールとネットワークを組んで公演を企画・製作したり、プロの楽団・劇団との提携や住民参加型のコンクール・フェスティバルの開催など、多彩な事業展開を行います。

事業モデル

区分	内容	会場
鑑賞	札幌交響楽団などによる公演 プロ奏者によるジャズピアノコンサート 落語、演劇など	大ホール
参加創造	遠軽青少年吹奏楽団などによる演奏会 全国規模のジャズピアノコンクール オホーツクポップスコンクールなど	大ホール 小ホール
普及啓発・育成	町民ファミリーコンサート プロ奏者などによる実技指導 体験型のワークショップなど	大ホール 小ホール リハーサル室 えんがるストリート

イ 貸館事業

町民の皆様や文化団体、学校等に大ホールをはじめとする諸室を提供します。

貸館事業は、町民センターにとって大きな収入源となる重要な事業となりますが、窓口でのトラブル対応などを適切に行い、利用者にとって気持ちよく利用していただけるよう、常にサービスを高める必要があります。

ウ 連携事業

町民センターが地域において、文化面から町の活性化を図り、「町民のよりどころ」となるために、地域住民や関係団体などの外部と積極的に連携します。

(ア) 地域住民との連携

町民センター運営のサポーターとして地域の人々を取り込み、事業企画や運営業務の支援やボランティアを行う友の会などの組織づくりを考えます。

(イ) 学校との連携

町民センターににぎわいをもたらすためには、学校教育や社会教育との連携は重要であり、特に将来に向かって施設が愛され続けていくために、子供たちや青少年が日常的に利用される施設作りが大切です。芸術文化事業の提案や施設運営に係るアイデ

アなどの連携手法を考えます。

(ウ) 他館との連携

音楽ホールや文化センターとのネットワークを構築し、共同公演や情報交換を行うことにより、効率的な事業実施や経費の節減を考えます。

(エ) 各種団体との連携

交流ホールやホワイエなどの「えんがるストリート」の機能を最大限に活かすため、あらゆる団体と連携し、各種イベントによる施設の活性化を考えます。

(2) プレ事業・開館記念事業

町民センター開館後における事業計画を踏まえた、プレ事業・開館記念事業を実施します。

ア プレ事業

町民センターの開館に向けて、早い時期から施設の周知を行うとともに、期待や関心を高めるようなイベントを既存公共施設などを活用して実施し、町民や関係団体との協力連携により企画・実施するものです。

イ 開館記念事業

開館記念事業は、完成した施設を使用して最初に行う事業であり、町民をはじめとする多くの関係者とともに完成を祝うとともに、新しい施設の設備や機能を周知する重要な機会となります。早い時期からどのような事業を行うか計画する必要があります。

ウ 事業推進体制

早い段階から、プレ事業及び開館記念事業の準備を行うための推進体制を構築する必要があります。施設を所管する課をはじめとし、指定管理予定者や町民参加により検討する必要があります。

4 予算

(1) 収入の考え方

町民センターの収入としては、次の項目を想定しています。

区分	内容
使用料収入	施設の貸館業務における施設使用料、付帯設備使用料
事業収入	主催事業に係る入場料、参加料、助成金及び補助金など
町収入	指定管理料
その他収入	自動販売機、特産品等販売による収入

(2) 支出の考え方

町民センターの支出としては、次の項目を想定しています。

区分	内容
事業費	主催事業における出演料、昼食代、交通費等経費
人件費	施設運営に係る指定管理職員人件費
維持管理費	光熱水費、警備・清掃業務委託、修繕費、舞台設備保守点検、機械設備メンテナンスなど建物や設備の維持管理に係る経費
事務費	各種機器のリース代、消耗品費、各種保険料、通信運搬費、印刷製本費等の運営業務に係る経費

5 スケジュール

町民センター開館後のスムーズな施設運営のため、指定管理者が日々の業務をイメージしながら、開館準備業務を行う必要がありますが、準備業務を始める前に指定管理者との協議や議会の議決を経るなど、指定管理者が決まるまでには、一定の期間を要することとなります。

また、開館前には、プレ事業・開館記念事業に係る企画、広報などのほか、貸館事業の申込受付を行う必要があります。

さらには、受付、案内、舞台機構、照明、音響設備を担うスタッフなどの育成や施設設備の操作、運用のための訓練期間なども必要となることから、次のとおり管理運営に係るスケジュールを示すことにより、計画的に業務を遂行する必要があります。

なお、工事の進捗や運営方法を検討する過程でスケジュールが変動する場合があります。

